第31回盛岡地方·家庭裁判所合同委員会議事概要

1 開催日時

平成28年10月7日(金)午後2時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室(5階)

- 3 出席者
 - (委 員) ◆五十嵐のぶ代,□河原克巳,◆櫻幸恵,◆佐々木清一,◇佐々木 武則,◆佐藤啓子,◆武田正,◆田嶋宣行,◇中島経太,◇中野志真 子,◆中村マキ子,◇中村美智子,◇細川亮,◇宮順子,◆山﨑哲雄, □山田敏彦

(五十音順, 敬称略)

(◇地方裁判所委員,◆家庭裁判所委員,□地方裁判所委員兼家庭裁判所委員)

(説明者) 佐々木地裁事務局長, 角掛家裁事務局長, 萠出地裁総務課長

(事務局) 尾関民事首席書記官,品川刑事首席書記官,宮島首席家裁調査官,森 谷家裁首席書記官,藤井家裁総務課課長補佐,遠藤地裁総務課庶務係 長

4 議事等

- (1) 東日本大震災における裁判所の対応等及び東日本大震災後の裁判所における 各種取組について説明
- (2) 意見交換(◎委員長,○委員,■説明者)
 - ◎ 東日本大震災直後の対応等について、特に影響の大きかった釜石簡裁及び 大船渡簡裁を中心に説明したが、当時、それぞれのお立場から、震災直後の 状況、業務を継続、再開する過程で苦労したことや工夫したことなど、参考 となる話があれば伺いたい。
 - 東日本大震災の当日は、調停委員として裁判所に来ていたが、調停が終了 し、待合室に戻った時に地震が発生した。また、期日が開かれていた調停事

件は、すぐに中止し、次回の期日を追って指定とした上で、当事者を帰宅させた。

地震発生直後は、停電により街中の信号が止まり、道路が混雑していたが、 車のスピードを落とし、お互いに譲り合うことで、道路の流れがスムーズだったので、当事者の方も何とか帰宅できたようだ。

その後,裁判所からは、間もなく安否確認の連絡があった。調停協会としても、県内全ての調停委員の安否確認を行った。

○ 震災当時、盛岡市内の小学校のPTA会長をしていたが、隣の中学校の校 舎が壊れたため、そこに通う生徒は、近くの小・中学校に分かれて授業を受 けることになった。

震災直後は、停電により携帯電話が使えない状況であったので、私の子供が通っていた小学校では、先生が自転車で子供達の自宅を1軒ずつ訪問して 安否確認をしていた。

また、中学校では、東日本大震災発生の2日後に予定していた卒業式を延期したが、休校中であったため、連絡を取ることができた父兄に対し、その情報をほかの人にも伝えるよう依頼した。その際、私は、自転車で近所の子供達の自宅を訪問して、その情報を伝えた。

また、震災発生後、学校の連絡態勢が問題となったが、原始的ではあるが、 提供すべき情報を紙に記載し、貼紙することが確実だということになり、地 域住民の協力を得て、学区内の見やすい場所に貼り出してもらった。

学校では、クラスごとに連絡網を作成しているが、連絡網だけでは漏れが 生じる可能性があったため、子供会の連絡網を活用したほか、子供のメーリ ングリストで連絡を取り合った。

8月30日に台風10号が上陸した際は、幸いにも県内の子供に被害はなかったが、東日本大震災や台風の発生を通して、防災の意識は確実に高まったと感じている。

○ 震災発生当時、病院では、停電により電子カルテが使用できず、また、津

波により紙のカルテを消失した病院もあったと聞いている。裁判所では、事件記録等を破損することはなかったのか。

■ 大船渡簡裁が津波により浸水したが、職員が高台に避難する際、庁舎に施 錠したため、事件記録や資料等を汚損することはなかった。また、システム データについては、常日頃からバックアップを取り、保全を図っていた。

なお,災害発生時には,人命が優先されるべきであることから,その点の 判断を誤ることなく行動するよう指針に盛り込んでいる。

- 防災対策で重要なのは、被害を最小限に食い止めることである。
- 震災発生後,直ちに保護司の安否確認に着手したが,全員の安否確認に3 か月を要した。また,安否確認の際,各地の避難所を訪問したが,個人情報 保護が盾になって情報が集まらず,時間を要した。

その点で、裁判所では、震災発生から1か月後には、被災地に職員が出張して手続案内を実施し、相当数の方が利用したということを聞いたが、よくそれだけの方を集めたものだと感心した。

- 業務を継続するためには、職員の安否確認が非常に重要になると考える。 裁判所では、職員の安否確認がどのようにして行われているのか伺いたい。
- 当庁の業務継続計画では、想定災害について、管内各庁所在地における震度を最大震度6強としているが、災害時登庁職員と指定されている者は、震度5強以上の地震が発生した場合に登庁することになっている。

また、震度5強以上の地震が発生した場合、職員は、メール等を活用して 自発的に上司に安否の報告をすることになっており、本庁は部課室ごとに、 管内の支部及び独立簡裁は庁ごとに、集約した情報を本庁総務課に報告する 態勢になっている。ただし、実際には、報告がスムーズになされないことも あり、その点が今後の課題である。

○ 震災発生直後,私の勤務する施設では,在所している子供達の不安を取り除くことを最優先に考え,1か所の広い部屋に子供達を集め,宿日直の職員が同じ部屋に寝た。また,職員が食料を調達するのに苦労した。

震災発生前は火災を想定した防災訓練を行っていたが、震災発生後は地震 や夜間に災害が発生したことを想定した訓練を行っている。

県内には、盛岡市のほかに一関市と宮古市にも施設があるが、宮古市の施設は被災地域にあり、一関市の施設は、大船渡市や陸前高田市を管轄していることから、他県の応援を受けて業務を行った。

裁判所では、他県の応援を受けて業務を行ったのか。

- 裁判所においても、応援物資や情報の提供等を中心に、いろいろな応援を 受けた。
- ◎ 職員等の安否確認や災害発生時の情報の伝達の方法,施設の利用者のニーズに応じた対応,防災訓練などについて,工夫例があれば伺いたい。
- 現在、大学では、学生や職員が、パソコンや携帯電話にアクセスして安否 確認できるシステムになっており、数か月に1度、登録を更新するように指 示がある。

東日本大震災発生当時は、春休みのために県外にいた学生が多く、安否確認が大変だったと聞いている。利用者のニーズに応じた対応としては、震災発生の翌々日が入学試験であったため、特別入試を行ったり、被災した学生を対象に授業料の減免や経済的な支援などを行った。

また、地域支援の一環として、いわゆる災害弱者や情報弱者と言われる方々のデータを継続的に集め、分析した上で、より実践的なアドバイスができるようにしている。災害発生直後は、医療や福祉の分野が優先されるが、時間が経過するとともに、生活の安定に必要な分野に移行してくるため、様々な関係機関と連携を図りながら取り組んでいく必要があると考えている。

ちなみに、現在、大学で行っている防災訓練は、事前通告することなく、 授業中に行っている。

- 台風10号が上陸した際,裁判所では,例えば期日の取消しや延期等,ど のような対応をしたのか伺いたい。
- 期日の変更等は、各裁判体の判断となるが、事前に事務局等から台風の影

響に関する情報等の提供を受けたほか、必要な情報を収集の上、それらを踏まえてそれぞれ柔軟に対応することができたものと考えている。

- 例えば、家事調停事件の場合には、それらの情報に加え、当事者の希望も お聞きし、調停期日を延期するのか、そのまま実施するのかといったように、 利用者の意向も踏まえた対応を行った。
- 職員等の登退庁時の交通手段については、総務課が、公共交通機関の運行 状況等の情報を収集の上、職員の特別休暇を認めるかどうかを検討した。ま た、総務課が収集した情報については、各部署にも提供している。
- 東日本大震災が発生した約1か月後の4月22日には、早くも手続案内を 行ったとのことであるが、大船渡の裁判所のように直接被災した庁において は、その後復旧するまでの間、どのように対応したのか。
- 東日本大震災が発生してから、1、2か月経過し、肉親が亡くなったり、家を消失したことによる問題が徐々に表面化し、手続案内のニーズが高まってくることが予想された。一方、裁判所に来ようにも、公共交通機関が十分に機能せず、高齢者のように自家用車等の足もないといった方々も少なくないであろうと考えられたことから、裁判所の方から積極的に被災地に出向いて手続案内を行うこととしたものである。また、庁舎が復旧するまでの間においても、事件の申立ての受付に支障を来たさないよう配慮した。
- (3) 前回の地家裁委員会以降における各種取組(盛岡地家裁における広報活動及び簡易裁判所における民事調停の運営)について説明
- (4) 意見交換(◎委員長,○委員,■説明者)
 - ◎ 9月24日(土)に盛岡市消費生活センターが企画した消費生活相談員講座が開かれ、盛岡簡裁の裁判官が出向き、消費生活相談員や消費者行政担当職員を対象に民事調停の流れや消費生活相談現場における民事調停の位置付けについて講義を行った。県内13市町村から22人の生活相談員等が出席され、多くの質問も出されたと聞いているが、実際に参加された委員から感想等を伺いたい。

○ 県内16か所に51人の相談員がいるが、当日は22人が参加した。貴重な話を聞かせてもらったほか、いろいろな質問もさせてもらい、調停制度の理解に役立った。参加した相談員の中には、以前は相談を受けても、民事調停を選択するか、ADRを選択するか悩むことが多かったが、講座を受講した後は、あまり迷わずに民事調停を選択するようになったという方もいた。講座が土曜日の開催であったことに加え、台風10号の後ということで、沿岸地域から参加する者が少なかったが、平日に開催してもらえれば、更に多くの相談員が参加できたのではないかと思われる。また、盛岡市以外の開催も検討してもらえればありがたい。

5 次回期日等

(1) 次回期日

地裁委員会 平成29年2月13日(月)午後2時30分から2時間程度 家裁委員会 平成29年2月14日(火)午後2時30分から2時間程度

(2) テーマ

未定